

市会議案第9号

I L O（国際労働機関）条約を批准できる水準のハラスメント禁止規定を明確にした法整備を求める意見書  
（案）

上記の議案を提出する。

令和元年8月2日提出

吹田市議会議員 竹村 博之

同 馬場慶次郎

同 川本 均

同 柿原 真生

ILO（国際労働機関）条約を批准できる水準のハラスメント禁止規定を明確にした法整備を求める意見書  
（案）

OECD（経済協力開発機構）に加盟している36か国の中で、セクシャルハラスメントを禁止する法規定がないのは、日本を含めて3か国のみである。政府は、セクシャルハラスメント・パワーハラスメントの防止対策を盛り込んだ女性活躍推進法等の改正案を成立させたが、改正内容にハラスメント禁止規定はなく、法の不備で被害者が救済されない実態は変わらない状況である。

また、男女雇用機会均等法でセクハラ防止措置を事業主に義務付けてから12年が経過しているが、今もなお被害は多発し、被害者はほとんど救済されていない。

被害者の尊厳と権利を本気で守る立場に立つのであれば、ハラスメント禁止規定を盛り込み、ハラスメントが違法であることを明文化し、法の実効性を高める必要がある。

ILO（国際労働機関）は、本年6月21日に、職場での暴力やハラスメントを全面的に禁止する条約を採択しており、政府は同条約を批准できる水準のハラスメント禁止規定を明確にした法整備を行うべきである。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、下記の事項を実施するよう強く求める。

記

- 1 ハラスメントを禁止する包括的な法律を制定すること。
- 2 ハラスメント加害者の範囲を、使用者や上司、職場の労働者にとどめず、顧客、取引先、患者などの第三者も含めるとともに、被害者の範囲も就職活動中の学生やフリーランスを含めた国際水準並みに広く定義すること。
- 3 被害認定と被害者救済のために、労働行政の体制を確立、強化するとともに、独立した救済機関を設置すること。
- 4 学校、スポーツ団体、大学、研究所など、社会のあらゆる分野でハラスメントをなくすため、国が実態調査を行い、それぞれの分野に対応した相談・支援体制をつくること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年8月 日

吹 田 市 議 会